

認知症普及啓発及び高齢者 e-スポーツ大会運営業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

認知症普及啓発及び高齢者 e-スポーツ大会運営業務

2 業務概要

(1) 認知症の普及啓発イベント及び高齢者 e-スポーツ大会の実施

①趣旨

認知症は身近な病気である一方、誤った認識から認知症に対する否定的で画一的なイメージ（「認知症になったら何もできない」「周りの人に迷惑をかける」など）を持つ方も少なくない。県民全体を対象とした普及啓発イベントを通して、認知症を正しく理解することで、そのようなイメージを払拭し、県民の誰もが認知症になっても希望を持って暮らすことができるという前向きなイメージを与えるものとする。

また、e-スポーツ大会を実施することで高齢者の e-スポーツ活動をより広く周知し、つどいの場等の社会参加を促進するものとする。

②実施予定時期

令和6年11月23日（土） 半日から1日程度

③開催場所

ねぶたの家 ワ・ラッセ

（イベントホール、交流学習室（1）～（3））

④対象者

県民全体。来場者は400人程度を想定。

(2) 認知症情報発信ツールの作成

①趣旨

認知症の人やその家族が認知症に関する情報をスムーズに得ることができるよう、認知症に関する情報の集約化を図る。また、県や市町村における認知症関連情報について発信の効率化を図るものとする。

②想定するツール

L I N E

③運用開始予定時期

令和6年9月2日（月）

3 認知症の普及啓発イベント及び高齢者 e-スポーツ大会実施の業務内容

(1) 企画

①講演会等

・県内の認知症サポート医による、認知症予防や早期受診・早期対応の重要性、MCI（軽度認知障害）等をテーマとした講演を行うこと。（1時間程度、200人程度が聴講するこ

とを想定。)

- ・青森県認知症ピアサポーターによるトークショーを行うこと。(実際の体験を基にしたピアサポーターの語り30分程度、会場からの質疑応答等20分程度を想定。)
- ・認知症サポート医及びピアサポーターの選定は県と協議の上行うこと。

②ブース出展

- ・認知症の普及啓発に資するブースを設けること。

(県で想定しているブースの例)

- ・認知症疾患医療センターや若年性認知症総合支援センター等による相談ブース
- ・脳トレや認知症VR体験等の体験ブース
- ・県内企業や市町村等の認知症高齢者等の見守りに関する取組紹介ブース
- ・認知症治療薬レカネマブに関するパネル展示ブース
- ・上記以外で、認知症の普及啓発に効果的な案がある場合は提案すること。

③来場者参加型のコンテンツ

- ・スタンプラリーやクイズコーナー等参加者が楽しみながら認知症について学ぶことができるコンテンツを企画すること。
- ・参加者には景品を提供する等参加率を高める工夫を行うこと。

④高齢者eスポーツ大会

- ・ゲームはNintendo Switch Sportsとし、ゲーム機本体及びゲームソフトは県が準備する。
- ・1チーム4人(監督1人、選手3人)とし、40チームのトーナメント戦で実施すること。
- ・大会は講演会を同時刻に実施しないこと。
- ・上位4チームに賞品と参加者全員の賞品を用意することとし、その内容を提案すること。

⑤その他

- ・トークショー又は来場者参加型のコンテンツ内で県内出身の著名人を起用する等訴求力を高める工夫を行うこと。
- ・県の認知症施策推進のキャッチフレーズである「認知症なんもなんも」を活用すること。
- ・会場の設営については、認知症支援のテーマカラーであるオレンジを基調とすること。
- ・上記①～③以外で、認知症の普及啓発及び高齢者eスポーツ大会の運営に効果的な案がある場合は提案すること。

(2) 運営

- ・必要な物品を手配し、当日の会場準備・撤去を含むイベントの運営を行うこと。
- ・アンケート用紙を作成し、当日来場者へ配布・回収し集計すること。

(3) 広報

- ・チラシやポスターを作成し、県と協力し県内各所へ効率的な周知を行うこと。
- ・全体でポスターは210枚、チラシは3,100枚印刷し、県が提示する関係機関へ送

付すること。

- ・県と協議の上、新聞、テレビ、ラジオ等による広報を実施すること。

(4) 成果物

- ・アンケート集計結果
- ・当日の各催事の記録写真
- ・計画書や配布物（資料や景品等を含む）

4 認知症情報発信ツール作成の業務内容

(1) 作成

- ・リッチメニュー等を活用し、登録者がスムーズに情報へアクセスできるよう工夫すること。（リッチメニューの内容は、認知症に関するコラム、相談先（外部リンクと連携）、イベント情報等を想定。コラム記事、リンク先については県が作成する。なお、本アカウントによる相談対応は想定していない。）
- ・アカウント内のデザインは、オレンジを基調とした明るく、親しみやすいものとする。

(2) 成果物

- ・LINEアカウント
- ・アカウント内で使用したイラスト

5 履行期限

令和7年3月31日（月）

6 著作権

- (1) 受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。また、受託者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務実施に当たって、使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、

第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(3) 委託事業に係る関係書類は令和7年4月1日から5年間保存すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受託者と県との協議により定めるものとする。